

令和6年4月1日

徳島市金入り設計書の情報公開ガイドライン（案）

（趣旨）

第1 このガイドラインは、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号）の規定に基づく、徳島市が発注した工事及び工事に係る業務委託の金入り設計書に係る情報の公開について、入札・契約手続の透明性・公平性を高めるとともに他都市の情報公開状況を踏まえ、ガイドラインとして示すものである。

（適用対象）

第2 このガイドラインは、予定価格が130万円を超える建設工事又は予定価格が50万円を超える業務委託（建設工事に係る調査、測量、設計等の業務委託に限る。）に係る金入り設計書を公開請求に係る公文書として特定された情報公開請求について適用する。
2 提供の対象となる金入り設計書は、工事等の契約の締結が完了したもの（議会の議決に付すべき契約については、当該議決を経たもの）。

（公開する公文書の範囲）

第3 金入り設計書として公開する公文書の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 土木工事 総括表、本工事費内訳書、代価表A～C、施工単価表、施工パッケージ
- (2) 建築工事 工事概要、工事費内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳及び別紙明細、代価表
- (3) 業務委託 業務委託費内訳書、内訳書、単価表及び間接費等内訳書

（非公開とすることが適当な内容）

第4 金入り設計書のうち、非公開とする範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 刊行物から引用した単価であって、当該刊行物の発行から1か月を経過していないもの。
- (2) 事業者の参考見積から引用した単価であって、当該事業者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの。または、公にしないと条件で市が見積依頼をし、提供を受けた情報であって、当該条件を付することが合理的であると認められるもの。
- (3) 市が独自で定めた積算基準若しくは単価であって、今後、市が行う入札・契約業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるもの。

（請求の受付）

第5 情報公開請求の受付は、原則として情報公開総合窓口で行うが、主管課等で受付しても差し支えない。

(公開の方法)

第6 金入り設計書の公開の方法は、次のとおりとする。

- (1) 公開の方法は、閲覧、写しの交付又は写しの送付のいずれか1つとし、写しの作成方法は、紙、CD-R又はDVD-Rのいずれか1つとする。
- (2) CD-R又はDVD-Rに複写したものを交付する場合は、PDF化したものを複写する。WORDやEXCELからPDF化する場合は、作成者の情報などプロパティの情報を削除してからPDF化する。
- (3) 請求者が持参したCD-R又はDVD-Rに複写することはできないため、各主管課にて用意する。各主管課の執務室で複写することができない場合は、デジタル推進課(OAセンター)において複写する。

附 則

(施行期日)

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

このガイドライン施行前に指名通知又は入札公告された工事及び委託業務については、従前の取扱いとする。